

令和 8 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,146,713 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 894,355,187 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		95,124,321 ^{千円}	1,146,713 ^{千円}	96,271,034 ^{千円}
	2 国 庫 補 助 金	42,847,058	1,146,713	43,993,771
歳 入 合 計		893,208,474	1,146,713	894,355,187

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商 工 費		10,818,485 ^{千円}	1,146,713 ^{千円}	11,965,198 ^{千円}
	1 商 工 業 費	10,818,485	1,146,713	11,965,198
歳 出 合 計		893,208,474	1,146,713	894,355,187